

欧州を 生きた 人々



今回ご紹介するのは、「多面性を愛する哲学者」フリードリヒ・ニーチエです。
「ニヒリズム」などの実存主義の代表的な思想家である彼は、「19世紀に『多様性の時代』到来を予言した哲学者」ともいわれています。
ニーチエの一番大きな主張であり、予言しているものとして「次の2世紀はニヒリズムの時代である」というものです。事実、21世紀に生きる私たちは、誰もそんな絶対的なものがあるとは基本的に思っていない。だから民族、文化、社会、あるいは歴史、いろいろな形で様々な違いがあったときに、すべてに共通の、これこそが正しいということを出し出すことができないのです。
ニーチエの考え方は現代の我々にとって非常に腑に落ちやすいものであり、だからこそ、多くの人がニーチエに惹かれるのだと思います。

多面性を愛する哲学者/フリードリヒ・ニーチエ
by.マロン

私と社福

社福経営サポートクラブからのお知らせ

少しマニアックなお話ですが大事なことですので、お付き合いください。

お客様が指導監査の際に「拠点区分の当期資金収支差額がマイナスの状態では法人本部拠点に資金繰入」を行っていたため、指摘を受けたとのことお問い合わせを頂きました。確かに拠点区分で見ると当期資金収支差額はマイナスでしたが、繰入元のサービス区分を見ると当期資金収支差額はプラスになっていました。

根拠規程となる【特別養護老人ホームにおける繰入金等の取扱いについて】には、**当該指定介護老人施設の事業活動資金収支差額合計に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲**であれば、法人本部へ資金繰入を行ってもかまわないとなっています。「指定介護法人福祉施設」と記載があるため、あくまでも事業ごと(サービス区分ごと)での判断と認識しておりました。しかし指導監査課の判断は拠点でみるとの判断で私は全く納得ができませんでした。監査員曰く東京都の考えに従っているとのことでしたので、実は東京都を確認してみたのですが、、、それは次号でお話致します。

by.カノン



「我がまち岡山にファジアーノがある幸せ」

開幕戦の磐田に勝利スタートダッシュに成功しました!
目標はJ2の頂上へ!そしてJ1へ!
実力ある若手の覚醒がカギを握ります!
J1目指して、さあ、ココロヒトツニ!
「ファジアーノ!」

by.えびき

節	開催日	キックオフ	対戦カード	スタジアム
5	3.19 日	14:00	vs 甲府	シティライトスタジアム
6	3.25 土	14:00	vs 千葉	フクダ電子アリーナ
7	4.2 日	14:00	vs いわき	シティライトスタジアム
8	4.8 土	14:00	vs 藤枝	藤枝総合運動公園サッカー場
9	4.12 水	19:00	vs 熊本	シティライトスタジアム

株式会社 創明コンサルティング・ブレイン
税理士法人 創明コンサルティング・ブレイン
SCB 公認会計士 宮崎 会計事務所

〒702-8002 岡山県岡山市中区桑野713番地10
TEL 〈事務所〉086-274-8188 〈会社〉086-274-6177
FAX 086-274-8187
HP <http://s-cb.jp/> E-mail info@s-cb.jp



- 税務コンサルティング ● 会計コンサルティング
- 経営コンサルティング ● 人事評価コンサルティング
- 財務分析サービス ● 各種セミナー・勉強会開催
- 将軍の日セミナー(中期経営計画策定支援サービス)

SCB NEWS LETTER

日増しに暖かくなってきてますね!
本格的な春ももうすぐ〜

第140号

2023年3月
発行

〜すみれ〜

桜の季節が近づいてきました。
今年はお花見を計画されていらっしゃる方も多いのではないのでしょうか。
それでは今月もニュースレターをお楽しみください。



インボイスの支援措置 少額特例



インボイスの支援措置の少額特例について教えてください。



中小企業者向け

少額取引はインボイス不要って?

1万円未満の課税仕入れ(経費等)について、インボイスの保存がなくても帳簿の保存のみで仕入税額控除ができるようになります!

- 対象になる方 2年前(基準期間)の課税売上が1億円以下または1年前の上半期(個人は1~6月)の課税売上が5千万円以下の方
- 対象になる期間 令和5年10月1日~令和11年9月30日



※財務省HPより

by.カイ

未来会計活用法

第16回

by. 未来会計
マスター協会

未来会計の基本 10 「未来デザイン決算書」は
最小限の数字を見やすく配置



「未来デザイン決算書」は、次の3種類からなっています。

未来デザインPL

未来デザインBS

未来デザインCF

「未来デザイン」という文言がついているだけで「従来の決算書と変わらないじゃないか」と思われる方もいるかもしれません。

しかし、一瞥していただければ、これまでの決算書とはまったく異なることを理解していただけるはずです。

従来の決算書に比べて、「未来デザイン決算書」の三表は、**最小限の数字で会社の業績の全貌を表すことができる**よう、勘定科目をまとめて数を絞り、すっきりと見やすく直感的に理解しやすいよう**ビジュアル的な工夫**をしています。



次回は、最新型経営 Cockpitシートのお話をしたいと思います。

by.未来会計マスターKAI



今月の1冊

17 『アツギよ!ベンチャー型事業承継でカベを突き破れ!』

忽那憲治 著 中央経済社

私がお世話になっている神戸大学教授・忽那憲治先生の書籍をご紹介します。

イノベーションに挑むアツギたち7社8名へのインタビューで構成されています。先代や先々代が営む家業を単に引き継ぐだけでなく、新たな領域へ

挑戦していく「ベンチャー型事業承継」を実践している経営者は何を考え、何を悩み、どう行動したのか、とても興味深い事例が紹介されています。ファミリービジネス承継者である皆様へお薦めの一冊です。

by.スクエア



おすすりめ情報

今月は『岡山さくらカーニバル 2023』についてです。

開催期間/3月下旬~4月上旬
開催場所/旭川東岸河川敷

約250本のソメイヨシノが約1.3kmにわたって続く旭川東岸河川敷一帯で「岡山さくらカーニバル」が開催されます。多くの屋台が並ぶほか、夜間ライトアップも行われ、ぼんぼりと提灯で幻想的な夜桜を楽しむことができます。岡山後楽園や岡山城周辺と合わせて見応えのある桜が楽しめます。

岡山市内で最も賑わう桜まつり

by.すもも

YSS通信

今回のテーマ

相続税の計算方法

相続税の計算方法を簡単に説明すると、

- ① 課税価格の合計額(プラスの財産から債務等を引いたもの)を計算
- ② ①から基礎控除額(3,000万円+600万円×相続人の数)をマイナスし、課税遺産総額を計算
- ③ 課税遺産総額を法定相続分で按分し、相続人それぞれの取得分に対する税額を計算し、その合計額が相続税の総額になる※②の課税遺産総額に税率を掛けると勘違いされている方が多いので要注意!
- ④ 相続税の総額を実際の相続割合で按分し、相続人毎の税額を計算

具体例は以下のとおりです。

相続税の計算(具体例)

● 財産を取得した人それぞれの課税価格の合計額が1億円で、配偶者が8,000万円、子2人が1,000万円ずつ相続した場合

(課税価格の合計額) 1億円 - (基礎控除額) (3,000万円 + (600万円×3人)) = (課税遺産総額) 5,200万円

課税遺産総額を法定相続分であん分

配偶者 [1/2] 2,600万円 (×税率) 340万円	子 [1/2 × 1/2] 1,300万円 (×税率) 145万円	子 [1/2 × 1/2] 1,300万円 (×税率) 145万円
相続税の総額 630万円		

相続税の総額を実際の相続割合であん分

配偶者 [8,000万円 / 1億円] 504万円	子 [1,000万円 / 1億円] 63万円	子 [1,000万円 / 1億円] 63万円
実際に納付する相続税 (あん分した税額から各種の税額控除*の額を差し引いた後の金額)		
配偶者 0円	子 63万円	子 63万円

※この事例では「配偶者の税額軽減」のみ適用があったとして計算しています。

相続税の速算表

区分	税率	控除額
1,000万円以下	10%	-
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1,700万円
3億円以下	45%	2,700万円
6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

※出典:国税庁「相続税のあらまし」

by.遺言相続サポートセンター いちご